

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 28（個）第 10 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった自己情報部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、平成28年11月9日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「平成25年〇〇月から本日現在平成28年11月9日までの期間、学校法人〇〇学園（以下『本件学校法人』という。）から学事課に対して行われた『いじめ防止対策推進法』（平成25年法律第71号。以下『法』という。）に基づいてなされた報告等の一切の書類」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、平成25年〇〇月から平成28年11月9日までの期間、〇〇高等学校（以下「本件学校」という。）及び同校を設置する本件学校法人から学事課に対して行われた、いじめに関する報告に係る聞取票の一部（以下「本件対象情報」という。）を本件請求の対象となる保有個人情報として特定し、「学校長及び学校法人理事長ではない者の職・氏名」について条例第14条第3号に該当する情報が、「本件学校法人等と実施機関との会話及び報告内容」について条例第14条第3号及び第7号に該当する情報がそれぞれ記載されていることを理由に自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年12月8日、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成29年2月13日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 学事課は、本件学校関係者から、法第31条により本件学校関係者が設置した「いじめ防止委員会」において事実関係の調査をした結果、本件は重大事態で

ある「いじめ」事案であるとして、「いじめ防止委員会」において本件に関与したとされる生徒〇〇名に対する退学処分勧告を決定した。

しかし、学事課は法第28条第1項各号に掲げる重大事態であるとして本件学校関係者らが調査した事実確認の書類や〇〇名の生徒を退学処分とした内容の関係書類は一切提出されていないと弁明した。

- (2) 当時の本件学校の校長であった〇〇は、〇〇学園HPで、「本校は、従来から『いじめは相手の人格を傷付け・・・到底容認できるものではない』との見解を示してまいりました。」、法に基づき、「平成25年度の高等学校2年生の生徒に対するいじめ事案が発覚したため、法に則り、学校としていじめを行った生徒に対し、自宅待機を伝え登校を控えさせた」と公表し、事実上〇〇名の生徒を退学させている。

本件学校は、法に則った対応をしたと主張し、法に則り学事課に文書により報告しなければならない重要案件であったと認識していることから、学事課に対し文書でもって報告しているはずである。文書をもって報告していないのであれば文部科学省の指導に背いたことになる。

- (3) 〇〇（以下「職員A」と表記する。）は、「自殺するような重要案件だったですよね。それでも報告書を見て、これで〇〇人退学ですか、学校外に出すしかないんですかと、何度も当時、本件学校に言いました。我々学事課もできることはやりました。教育委員会は高校に対し指導はできるかもしれないが、我々学事課には私立学校に対して強制力がないので」と述べ、「報告書はよく書かれていた」、「詳細に書かれていた」、「裁判所の命令があれば出します」、「報告書は、現在係争中であるので保存期間を超えてまで保存する」などと述べた。
- (4) 学事課は、本件学校関係者が本件いじめ事案を「重大事態」として報告したにもかかわらず、なぜ、本件学校関係者から口頭による報告を受けたとして、その後、文書による報告を求めなかったのであろうか。学事課が文書での報告を受けていないと弁明するのであれば、今からでも本件学校法人に文書による報告を求めるべきである。

学事課が当該事案がいじめに関する重要案件ではなかったとして文書での報告を求めなかったとするならば、自主退学処分勧告を受けていた本件学校法人に対して生徒らの学習権の保障を求めるための指導をなぜしなかったのか明らかにされたい。生徒と保護者たちは当時から何度も学事課へ相談していたことも事実である。

- (5) 実施機関は、条例第14条第3号により、本件学校関係者らの個人情報の不正使用により個人の権利利益を害するおそれがあるとして、本件学校及び本件学校法人との会話及び報告内容を不開示とした。

ところで、公務員等の職及び職務の遂行に関する情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハにおいて不開示情報から除外されている。

例えば、様々な相談等に対する担当職員の対応内容に関する情報は開示すべきであると理解されていることから、少なくとも学事課職員から本件学校関

係者らにどのような指導等がなされたのか開示すべきである。

上記情報のうち、学事課職員の職務遂行内容に係る部分は開示すべきであり、当該職員の業務遂行の内容を説明する職責が全うされなければならないとする観点から開示すべきである。

当該学事課職員の職・氏名について開示請求者は知ることができることから開示されなければならない。

(6) 審査請求の理由については、平成28年11月9日付けで提出した別件の審査請求書に別紙として添付した書類も併せて検討されたい。

(7) 開示しない部分及びその理由について正当性があるのか疑問であるので「いじめ第三者調査委員会」を設置し、事の真相を明らかにすべきである。

職員Aの「第三者委員会を開くまでの報告書ではなかった」との発言から、審査請求で求めた報告書はあったと理解している。それに対して審査請求人の当時親権者は「では第三者委員会を開くための報告書も追加で出させるべきである」と意見したが、職員Aは無言であった。

再度、「いじめ第三者委員会」を開くための報告書を〇〇に提出させ、「いじめ第三者委員会」を開くよう強く要求する。

また、審査請求人は、反論書において、学事課担当職員のこれまでの不誠実な対応等が公務員信用失墜行為であるとして、徹底的に個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）による開示請求に関し不開示決定等をなした処分がいかに不当であるのかについて明らかにしたいので、次について説明を求める旨主張している。

(1) 法第28条第1項各号に掲げる重大事態であるとして本件学校関係者らが〇〇名の生徒を退学処分したにもかかわらず、本件学校から報告文書が提出されないことについて、学事課は、本件学校関係者らに対し、いかなる指導等をしたのか。それとも、本件学校関係者らに対して指導など一切しなかったのか、する気がなかったのか。いずれにしても、その対応を明らかにされたい。

(2) 学事課は、審査請求人が既に提出した審査請求書について真摯に向き合って第三者を交えた者で意見を交わし、速やかに関係書類を開示すべきである。

なお、本件にかかわる事案の真相究明のために「第三者委員会」の設置を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象情報について

法第31条において、学校法人が設置する学校は法第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、所轄する都道府県知事に報告しなければならないとされているが、本件学校及び同校を設置する本件学校法人（以下「本件学校法人等」という。）から、法に基づいた報告はされていない。その他、本件学校法人等が学事課にいじめに関する報告を行った際も、書類は一切提出されてい

ない。よって、審査請求に係る対象文書はその時点で対応した職員が作成した聞取票のみであり、これを本件対象情報として特定した。

## 2 本件処分理由

### (1) 「学校長及び学校法人理事長ではない者の職・氏名」について

学校法人理事長の氏名は登記しなければならない事項とされている。また、学校長及び理事長の氏名は私立学校名簿(毎年度,学事課が作成している資料)において公表されている。しかし,その他の職の者については当然に公表されるものではなく,これらを開示することで特定の個人が識別され,若しくは識別され得ることとなり,個人情報の不正使用等により個人の権利利益を害するおそれがある。(条例第14条第3号に該当)

### (2) 「本件学校法人等と実施機関との会話及び報告内容」について

ア 本件学校法人等と実施機関との会話及び報告内容に登場する(1)に示す者ではない一般の個人について,これらを開示することで特定の個人が識別され,若しくは識別され得ることとなり,個人情報の不正使用等により個人の権利利益を害するおそれがある。(条例第14条第3号に該当)

イ 開示される可能性があることが明らかになれば,今後,実施機関に対して,私立学校等で生じた問題等について,学校関係者が自らにとって不利益とならないよう,詳細な説明を差し控えたり,情報提供をちゅうちょしたりするおそれがあり,その結果,私立学校等や学校法人等の問題等の詳細が把握できず,十分な関与ができなくなるなど,私学行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。(条例第14条第7号に該当)

## 3 その他

本件学校法人等から実施機関に対し,法に基づく報告はされておらず,提出書類がないことは,審査請求人からの平成28年9月7日付け自己情報開示請求(以下「別件開示請求」という。)に対し,平成28年9月21日付け学事第904号による自己情報不存通知書(以下「別件不開示決定」という。)により審査請求人に通知しているところであるが,本件請求に係る自己情報開示請求書(以下「本件開示請求書」という。)にある「報告等一切の書類」との記載部分を重視して本件対象情報を特定したものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求等について

本件請求は,本件学校で発生した特定のいじめ事案(以下「本件いじめ事案」という。)について,法に基づき本件学校法人から実施機関に提出された報告文書等の開示を求めるものである。

法第28条第1項では,「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされてい

る疑いがあると認めるとき」を重大事態として、重大事態が発生した場合には、速やかに、学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、その事実関係を明確にするための調査を行うものとされている。

また、私立学校にあつては、法第31条第1項により、重大事態が発生した旨を所轄の都道府県知事に報告することが義務付けられている。

実施機関は、本件請求に対し、本件いじめ事案に係る本件学校法人等と実施機関とのやり取りについて作成した聞取票に記載された情報のうち、審査請求人に係る保有個人情報を本件対象情報として特定し、当該情報には条例第14条第7号の不開示情報に該当する私学行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報及び条例第14条第3号の不開示情報に該当する特定の個人が識別される情報が含まれるとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件学校法人等からの報告文書が存在する旨、また、不当な理由等により退学処分を受けた生徒らの学習権の権利を擁護するためには実施機関が説明する本件処分を行った理由は開示しない理由にはならない旨主張している。

このため、以下、本件対象情報の特定の妥当性及び条例第14条第7号及び第3号の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 本件対象情報の特定の妥当性について

審査請求人が本件請求において報告等の対象としている本件いじめ事案は、本件開示請求書等の記載内容を踏まえると、審査請求人が別件開示請求で請求の対象としたいじめ事案と同一の事案を指すものと認められる。

当審査会においては、別件不開示決定に係る審査請求事案（諮問 28（個）第7号）を審議しており、実施機関が本件いじめ事案に係る本件学校法人等からの法に基づく報告文書を保有していないとして行った別件不開示決定について、当審査会として妥当と判断している。

当該判断を踏まえると、本件学校法人等から法に基づく報告はされておらず、本件学校法人等が実施機関に本件いじめ事案について報告を行う際にも書類は提出されていないとの実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

一方で、実施機関は、本件学校法人等と実施機関との本件いじめ事案に係るやり取りを記録した聞取票に記載された情報のうち、審査請求人に係る保有個人情報を本件対象情報として特定した。

実施機関は、法に基づいた文書ではないものの、上記第4の1及び3のとおり、本件請求の趣旨を踏まえ、本件学校法人等からの口頭による報告に係る聞取票の一部を本件対象情報として特定したものであり、実施機関の本件対象情報の特定に誤りがあるとまではいえない。

また、実施機関に対し、本件対象情報の探索状況を確認したところ、紙文書については、学事課執務室に保管されているファイル類や地下書庫に保存されている保管文書を探索し、電子データについては、サーバー内の学事課フ

フォルダ内に保存されている文書や庁内グループウェアにある文書箱を探索したとのことであった。そうすると、実施機関は、本件対象情報が存在すれば保管されていると考えられる場所を探索しており、その探索が不十分であったとは認められない。

以上を踏まえると、本件対象情報以外に本件請求の対象となる保有個人情報存在しないという実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、実施機関が本件対象情報を本件請求の対象となる保有個人情報として特定したことは、妥当である。

## (2) 条例第14条第7号の不開示情報該当性について

条例第14条第7号は、「県の機関又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて，開示することにより，(略)当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

実施機関は、本件対象情報のうち条例第14条第7号の不開示情報に該当するとして不開示とした情報（以下「本件聞取情報」という。）について、開示されることが前提となれば、今後、私立学校等が、当該学校等で生じた問題等について、実施機関に対し詳細な説明を差し控えたり、情報提供をちゅうちょしたりするおそれがあり、それにより、私立学校等における問題等の詳細な把握ができず、十分な関与ができなくなるなど、私学行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

なお、実施機関によれば、私立学校等からの実施機関に対する報告内容や双方のやり取り等の記録が記載された行政文書について、一律に内容を不開示とするものではなく、個別の事案ごとに開示可否を判断するものであるとのことであり、また、私立学校等からの報告を口頭で受けるか文書で受けるかについて、特に基準を定めたものはないとのことであった。

そこで、当審査会において本件聞取情報を見分したところ、当該情報は、本件学校法人等が本件いじめ事案に係り認識等している事項や当該事案に関する本件学校法人等の対応に係る情報等が記録された機微にわたる内容を含むものであることが確認され、当該情報の内容から、本件学校法人等は、当該情報を公にされないことを前提に実施機関に対し報告等を行ったものと考えられる。

実施機関によれば、私立学校等に対する行政指導は、法律上の根拠を持つものではなく、私立学校等の自主性を尊重する必要があることから、慎重に実施すべきものであるとのことであった。

そうすると、本件学校法人等からの聞取内容が推測される実施機関の応答部分に係る情報と併せて、機微にわたる内容を含む本件聞取情報が公にされることが前提となった場合、本件学校法人等が、自らにとって不利益とならないよう、学校で生じた問題等について、実施機関に対する詳細な説明を差し

控えたり、情報提供をちゅうちょしたりするなど、実施機関が学校に対し適切な行政指導等を行う上で必要な情報が提供されなくなるおそれがあるものと認められ、ひいては、実施機関における私学行政に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、実施機関が条例第14条第7号の不開示情報に該当するとして本件聞取情報を不開示としたことは、妥当である。

ただし、本件聞取情報のうち、項目名を示す情報であって、開示したとしても上記の支障が生じるとまでは認められない情報については、条例第14条第7号の不開示情報に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

### (3) 条例第14条第3号の不開示情報該当性について

条例第14条第3号は、「開示請求者以外の個人に関する情報(略)であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定している。なお、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文の不開示情報から除くこととしている。

実施機関は、本件対象情報のうち条例第14条第3号の不開示情報に該当するとして不開示とした特定の個人に係る氏名及び職名について、当該情報を開示することで特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがある旨説明する。

当審査会において、本件対象情報のうち実施機関が条例第14条第3号の不開示情報に該当するとして不開示とした特定の個人に係る氏名及び職名(このうち、(2)において条例第14条第7号の不開示情報に該当すると当審査会が判断した情報を除く。以下「本件第三者情報」という。)を見分したところ、氏名及び職名のほか、職名が特定される情報が記載されていることを確認した。

まず、氏名及び職名については、特定の個人が識別される情報であり、条例第14条第3号の不開示情報に該当するものであると認められる。

また、職名が特定される情報は、実施機関が上記第4の2(1)で説明する私立学校名簿等、公表されている情報(以下「公表情報」という。)と照合することにより特定の個人が識別されるため、条例第14条第3号の不開示情報に該当すると認められる。

しかしながら、職名が特定される情報であっても、氏名及び職名が本件処分

により既に開示されている者に係るものについては、開示請求者が慣行として知ることができるものと認められるため、同号ただし書イの規定により開示すべきである。

#### (4) 白抜き部分について

実施機関は、本件請求において特定した本件いじめ事案に係る聞取票のうち、本件請求の対象外と判断した情報について、当該情報を白抜きしている。

実施機関では、自己情報開示請求に係る保有個人情報の開示・不開示の判断に係る事務を行う際、保有個人情報に条例第14条各号の不開示情報が含まれている場合は、当該不開示情報を黒色で消す「黒塗り」とし、保有個人情報が記録された行政文書に当該請求の対象外となる情報が含まれている場合は、不開示情報と区別できるよう「黒塗り」ではなく、「白抜き」としている。

本件対象情報の白抜き部分について、本件請求の対象となる保有個人情報が含まれていることも考えられることから、実施機関が白抜きとした部分に記載されていた情報を当審査会で見分したところ、本件学校法人等以外からの問合せに係る情報や審査請求人以外の者に係る保有個人情報等（以下「本件白抜き情報」という。）が記録されたものであった。

そうすると、本件白抜き情報は、本件学校法人等から実施機関に対して行われた報告等に該当するものではなく、また、審査請求人以外の者に係る保有個人情報であるから、本件請求の対象となる保有個人情報とは認められない。

#### (5) 小括

以上のとおり、本件対象情報のうち、本件聞取情報について、項目名を示す情報であって、実施機関における私学行政に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない情報については、条例第14条第7号の不開示情報に該当するものとは認められないため、実施機関はこれを開示すべきである。

また、本件第三者情報の職名が特定される情報のうち、氏名及び職名が既に本件処分により開示されている情報については、開示請求者が慣行として知ることができるものと認められるため、条例第14条第3号ただし書イの規定により、実施機関はこれを開示すべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、本件学校関係者等に対する本件いじめ事案に係る指導等や就学支援金の支給停止の対応状況について明らかにすること、本件いじめ事案の真相究明のための「第三者委員会」の設置等を要請しているが、当審査会は、条例に基づく開示請求に対する処分の妥当性について審議する機関であり、審査請求人のこれらの要請に対処する権限を有しておらず、また、見解等を述べる立場にないものである。

(2) 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

#### 4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 表

○当審査会において開示が妥当であると判断する部分

区 分	開示が妥当であると判断する部分	備 考 (実施機関が説明する不開示条項)
文書箱	・ 4 頁目 49 行目全て	条例第 14 条第 7 号
平成 26 年 7 月 18 日付け 聞取票	・ 1 頁目 10 行目全て ・ 2 頁目 21 行目全て	条例第 14 条第 7 号
平成 28 年 1 月 28 日付け 聞取票	・ 1 頁目 5 行目 15 文字目から 25 文字目まで	条例第 14 条第 3 号
	・ 3 頁目 13 行目全て	条例第 14 条第 7 号
平成 28 年 8 月 31 日付け 聞取票	・ 1 頁目 21 行目全て	条例第 14 条第 7 号
平成 28 年 10 月 13 日付け 聞取票	・ 10 行目全て	条例第 14 条第 7 号

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
29. 3. 31	・ 諮問を受けた。
30. 3. 22 (平成29年度第12回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 4. 26 (平成30年度第 1 回)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
30. 5. 25 (平成30年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 6. 29 (平成30年度第 3 回)	・ 審査請求人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
30. 8. 3 (平成30年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 8. 31 (平成30年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授